

産業廃棄物処理計画書

2025年 4月 7日

広島市長

提出者

住所 広島市中区光南五丁目3番19号

氏名 株式会社 まるせ

代表取締役 百武 博之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-244-0106

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 まるせ 五日市工場
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市町石内472
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・土石製品製造業（生コンクリート製造・販売）
②事業の規模	2024年度出荷量 30673.5m <sup>3</sup>
③従業員数	7名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 2024 年度) 実績量  
計画:今年度( 2025 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	611.39	500									611.39	500			611.39	500				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	1.4	5									1.4	5			1.4	5				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1200	1000									1200	1000			1200	1000				
鋸さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1812.79	1505	0	0	0	0	0	0	0	0	1812.79	1505	0	0	1812.79	1505	0	0	0	0

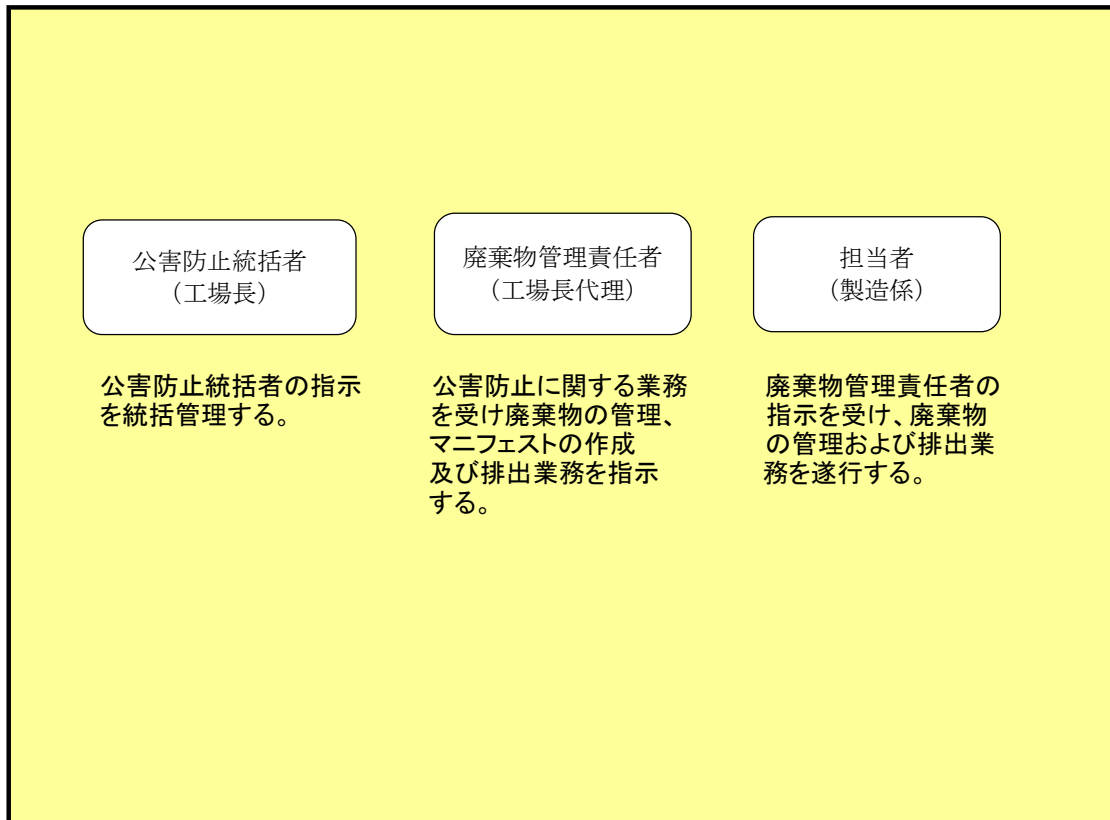
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

### 【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

### 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・生コン購入者へ戻りコンクリート削減の依頼</li><li>・重量ブロックの作成</li><li>・スラッジ水高度利用システムの研究開発</li></ul>
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・生コン購入者へ戻りコンクリート削減の依頼</li><li>・重量ブロックの作成</li><li>・スラッジ水高度利用システムの研究開発</li></ul>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	-
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	-

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。